

中教審、「専門職業大学」 創設を答申！

既存の大学体系に位置付け、31年度開学目指す！

旺文社 教育情報センター 28年7月

中教審(北山禎介会長)は28年5月、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として「専門職業大学」(仮称)、「専門職業短期大学」(仮称)の創設を馳浩文部科学相に答申した。

新機関は既存の大学体系に位置付け、大学相当は4年制、短大相当は2年又は3年制で、31年度の開学を目指す。4年制は企業内実習などを600時間以上、実習等の科目履修を卒業単位の3～4割程度以上とすることなどを義務付ける。大学体系に新たな類型が制度化されるのは、昭和39(1964)年の「短期大学」以来、55年ぶりとなる。

ここでは、『答申』の概要、大学等と社会・職業との接続の状況、高等教育における実践的な職業教育の在り方を巡るこれまでの経緯などについて整理した。



<社会・経済の変化に即応した質の高い職業人の育成>

○ 社会・産業構造の変貌

成熟社会にあつて、課題先進国であるともいわれている我が国では、超高齢社会や少子化の拡大による生産年齢人口の減少、日本型雇用慣行の変容、企業内教育訓練の縮小、職業能力の高度化・複雑化などの国内状況に加え、グローバル化やイノベーションの進展などの世界的状況も含めて、社会・産業構造や職業を取り巻く環境が急激に変化している。

一方、社会の成熟化に伴う個人の価値観やライフスタイルの多様化で、仕事と生活の調和が重視され、仕事以外の時間をいかに創造的かつ生産的に過ごすかということの重要性が増してきている。

○ 中教審への諮問

文科省は上記のような状況を踏まえて27年4月、中教審に『個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について』を諮問した。

諮問内容は大きく2つに分かれており、第1部は「社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成について」／第2部は「生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について」である。

本稿では、諮問の第1部について取り上げる。審議事項は、次のような内容である。

- 産業・経済の状況により変化が激しい社会の多様な人材ニーズに対応し、各職業分野の特性を踏まえた質の高い職業人養成を行うことができる制度設計について。
- 現在の大学の制度や体系との関係を踏まえ、高等教育機関としての教育の質を確保し、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関(以下、新機関)における学修成果が国際的にも国内的にも適切な評価を受けられる制度の在り方について。
- 専門高校生を含む高校生の進路の選択肢拡大や、より高度な技術や知識の習得を目指して学び直す際に、就職後も社会人が学習しやすい仕組みについて。
- その他、新機関の制度化に関し必要な事項について。

「専門職業大学」答申

中教審は上記のような審議事項の検討・議論を約1年にわたり行い、28年5月、『社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について』を答申した(以下、『専門職業大学答申』)。

当『答申』は、第Ⅰ章：21世紀を生きる職業人を取り巻く状況と今後の職業人材養成／第Ⅱ章：高等教育における職業人養成の現状と課題／第Ⅲ章：新たな高等教育機関の制度化の方向性／第Ⅳ章：新たな高等教育機関の制度設計等の4部構成である。

ここでは、第Ⅲ章と第Ⅳ章を中心に、その概要を以下にまとめた。

<実践的職業教育の高等教育機関化の方向性>

大学等における質の高い職業人の養成は、高等教育の抱える主要な課題のひとつとされ、これまでも職業教育・キャリア教育に関する様々な提言や方策が講じられてきた(後述)。

一方、既存の高等教育機関では十分に対応できない課題があるとの指摘もなされてきた。

『専門職業大学答申』では、新機関の制度化の方向性として、「養成すべき人材像」と「推進すべき教育」の特性の明確化、当該機関の「大学体系への位置付け」について、その基本的な考え方を次のように示している。

○ 養成すべき人材像

◆ 企業等で果たす役割

新機関は、専門職業人の生産性向上、競争力強化に貢献することを役割としており、特に当該機関の教育では、専門職業人の専門性によって、企業等の現場レベルでの改善・革新を牽引していく層の養成・資質向上等に主な重点を置くとしている。

このような人材は専門的な職業を担うスペシャリストとして、理論の裏打ちと優れた技能等を強みに、例えば、次のような側面から、事業活動を先導する役割が期待されるという。

< 新機関で養成する人材に(将来的に)期待する役割 >

- 生産・サービスの現場で中核的な役割を担う人材等として
 - 生産・サービスの工程の改善やこれを通じた生産性の向上
 - 高度な技能や洗練された技術・ノウハウによる優れた商品・サービスの提供、など。
- その専門性をもって、自ら事業を営み、又はこれを補佐する人材として
 - 新たな付加価値の創造、これを活かした新しい商品・サービスの考案
 - 新規事業の創出、強みのある製品・サービスを活かした新規市場の開拓、など。

◎ 成長分野等で求められる人材例

- ・IT分野：新たなアイデアの構想・提案等も行うプログラマーやCGデザイナー等
- ／・観光分野：接客のプロとして活躍するとともに、現場におけるサービス向上の先導役を果たす人材
- ／・農業分野：農産物を生産しつつ、直売や加工品開発等の事業も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導する人材など。

◆ 職業人としての観点

これからの職業人は、変化の激しい経済社会の中、自立した職業人として、積極的・能動的に自己のキャリア形成を図っていくことを、ますます求められるようになるという。

新機関では、生涯にわたる職業生活を通じ、社会経済の変化に対応しつつ、継続的にスキルアップを図りながら、自らのキャリアを主体的に切り拓いていける人材を養成することが特に重要になるとしている。

◆ 経済社会で果たす役割

新機関で養成された人材は、上記のような事業活動や職業生活を通じ、国の経済成長を支え、地域の発展にも貢献することになるとしている。

また、これらの人材が事業現場を先導していくことで、事業・実務を担う専門人材全体の底上げに資するとしている。更に、産業の生産性を押し上げ、地域の強みを活かした産業の振興等にもつながるものと期待されるという。

○ 推進すべき教育

新機関の教育では、企業等で求められる実践性を身に付けさせるため、特定の職業分野における専門性の陶冶と、専門性の枠に止まらないより広い基礎・教養の涵養とを、同時に実現する必要があるとしている。

また、「“技能”の教育」と「“学問”の教育」の双方を結びつけることで、「“新たな”職業教育」のモデルを構築していくことも期待されるという。

新機関はこうした観点から、次のような教育機能を総合的に担う必要があるとしている。

- 専門職業を担うための高度で実践的な技能を育成し、産業構造・人材需要の変化に対応した人材養成を行う。
- 実践力を裏付ける理論面への理解を深化させたり、変化する状況の中、知識・技能や教養を結び付けて課題解決につなげる総合力を養ったりする。
- 幅のある基礎力や、職業人に必要な教養を育むとともに、職業の高度化等に対応した学びを、生涯にわたり継続するための基礎を培う。
- キャリア・アップやキャリア変更、職場復帰等を目指す社会人のための多様な学び直し機会を提供する。

○ 大学体系への位置付け

新機関は、教養や理論にも裏付けられた実践力を育成するものであることなどを踏まえ、「大学体系の一部をなす機関」として、その制度設計を図り、“従来の大学と同等の評価”を得られるようにすることが適切であるとしている。

「大学」には、国際的な共通概念が存在する。大学体系の機関は、学術に基づく理論の教育や教養教育を行うことを特徴とするほか、高等教育機関のうち「学位授与権」を持つ

ものは、基本として大学体系の機関に限られる。

大学体系に位置付けることは、こうした世界の大学の標準的な在り方を踏まえることにもなり、当該機関の国際通用性を高めることにつながるとしている。

更に、高等教育の多様な発展に資するとともに、学生の将来にとっても有益であり、保護者等のニーズや期待にも応えることとなるという。とりわけ、多様な学生集団による質の高い教育を展開するため、優秀な外国人留学生の獲得を目指すなどの場合には、その修了により「学位」を得られるようにすることが非常に重要になるとしている。(図3参照)

＜新たな高等教育機関の制度設計＞ (表1、図1参照)

○ 基本的な視点

『専門職業大学答申』は、新機関では前述した「養成すべき人材像」や「推進すべき教育」の在り方を踏まえ、変化に対応できる実践的な専門職業人養成を進めていくうえで、次のような資質・能力を育成することが適当であるとしている。

＜新機関で身に付けさせるべき資質・能力＞

(1) 専門とする特定の職業、一定の産業・職業分野に関して身に付けさせる能力

- ① 専門とする特定の職業(職種)に関し、高度な専門的知識等を与え、理解を深化【専門高度化】
 - ◎ 特定の職業における高度で専門的な知識理解等
(例) 当該職業に関する理論への深い理解、分析的・批判的能力、など
- ② 専門とする特定の職業(職種)に関し、卓越した技能等を育成するとともに、実践的な対応力を強化【実践力強化】
 - ◎ 特定の職業における卓越した技能等と実践的な対応力
(例) 生産・サービスの現場で培う高度な技能、など
- ③ 一定の産業・職業分野(例えば、情報分野、保健分野など)に関し、当該分野全般の、又はその関連の基礎知識・技能等を育成【分野全般の精通等】
 - ◎ 当該職業分野全般の知識・技能等
(例) 当該分野内における各職種等全般の基礎的な理論、共通的な技能等
開業等に際して必要となる他分野(簿記・会計、経営など)の基礎知識・技能等、など
- ④ 職業に関する実践的な技能や、実践知と理論知、教養等を統合し、それらの活用により、現実の複雑な課題の解決や、新たな手法等の創造に結び付けることのできる総合的な能力を育成【総合力強化】
 - ◎ 理論と実践を結び付ける総合的な能力
(例) 高度かつ実践的な課題発見・解決能力、新たな付加価値や商品・サービス、
生産手法等の創出・改善を推し進める創造的な能力、など

(2) 職業人として共通に身に付けさせる能力

- ⑤ 職業人として共通に求められる基礎的・汎用的能力や教養、主体的なキャリア形成を図るために必要な能力を育成【自立した職業人のための「学士力」育成】
 - ◎ 職業人の基礎的・汎用的能力等
(例) コミュニケーション能力・ディベート力、課題対応能力、チームワークやリーダーシップを発揮して責任を担う能力、多様性への理解、職業観、など
 - ◎ 主体的なキャリア形成を図るために必要な能力
(例) 生涯にわたり学び続けるための基礎・教養(学習スキル等)、キャリア・アップ等の基盤となるリテラシー(外国語、ICT等)、キャリアデザイン力、など

○ 新機関の制度設計に当たり、重視すべき視点

『専門職業大学答申』は、新機関の理念を実現するため、その制度設計に当たり、①理論と実践の架橋による職業教育の充実／②産業界・地域等のニーズの適切な反映、産業界・地域等との連携による教育の推進／③社会人の学び直し等、多様な学習ニーズへの対応／④高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保、実践的な職業教育に相応しい教育条件の整備の4つの視点を特に重視する必要があるとしている。

○ 制度の基本設計

新機関の基本的な制度設計については、高校卒業後の若者の進路として、及び社会人の学び直し機関としても魅力ある機関となるよう、大学体系に位置付く次のような機関を制度化することが適当であるとしている。

< 大学体系に位置付く新機関の制度化 >

(1) 「学士課程相当の課程」を提供する機関：修業年限4年

- 修業年限は4年とする。
- 当該機関の課程については、「4年一貫制」のほか、4年の課程を「前期」（2年又は3年）・「後期」（2年又は1年）に区分する「区分制」にもできるようにする。
- 一貫制課程の修了者及び後期課程の修了者には「学士」相当の学位を、前期課程の修了者には「短期大学士」相当の学位を授与する。
- 一貫制課程の修了者及び後期課程の修了者には大学院入学資格を、前期課程の修了者には、大学編入学資格を付与する。

(2) 「短期大学士課程相当の課程」を提供する機関：修業年限2年又は3年

- 修業年限は2年又は3年とする。
- 修了者には「短期大学士」相当の学位を授与する。
- 修了者には短期大学士相当の大学編入学資格を付与する。

◆ 「区分制」の導入

新機関の4年制課程における「区分制」の導入は、前期課程から後期課程への連続した進学だけでなく、前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する／他の高等教育機関等（大学、短大、高専、専門学校又は高等学校専攻科）から編入学する／他の高等教育機関を既に卒業し就職等した社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、“積み上げ型”の多様な学習スタイルを可能にするとしている。

○ 具体的な制度設計

当『答申』では、前述した新機関の制度化に関する基本的な4つの視点を踏まえ、新機関の理念を実現するための具体的な制度設計として、次のような仕組みを提案している。

① 理論と実践の架橋による職業教育の充実

◎ 理論と実践を架橋する教育内容として、

- 教養・基礎教育及び専門教育を通じ、実践的な能力を培うよう、体系的に教育課程を編成。
- 分野の特性に応じ、
 - ▶ 卒業単位の「おおむね3～4割程度以上」は、実習等の科目を修得。
 - ▶ 企業内実習等を、「2年間で300時間以上」、「4年間で600時間以上」履修。
- 授業で身に付けた知識・技能等を統合する総合的な演習科目を設定。

◎ **実務家教員を教員組織の中に積極的に位置付け**

- ▶ 必要専任教員数の「おおむね4割以上」は、実務家教員とする。
- ▶ 更に、専任実務家教員については、その「必要数の半数以上」は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。

② **産業界・地域等のニーズの適切な反映、産業界・地域等との連携による教育の推進**

◎ 産業・職能団体、地域の関係機関等との連携により、教育課程を編成・実施する体制の整備を義務付け。

◎ 設置認可、評価における連携として、

- 設置認可審査における産業界等との連携体制を確保。
- 認証評価においては、専門団体との連携による分野別質保証の観点を取り入れ。

③ **社会人の「学び直し」等、多様な学習ニーズへの対応**

◎ 社会人等が学びやすい仕組みに対応した教育内容・方法として、

- パートタイム学生や科目等履修生として学ぶ機会を積極的に提供（長期履修制度の活用、学内単位バンクの整備等）。
- 短期の学修成果を積上げ、学位取得につなげる仕組みを整備（モジュール制、修業年限の通算・単位認定等）。

◎ 入学者の受入れなどとして、

- 普通高校からの入学希望者と並び、専門高校卒業生、社会人学生、編入学生など、多様な学生を積極的に受け入れることを努力義務化。
- 多様な学生像の類型に応じたアドミッション・ポリシーを明確化する。
- 入学者選抜では、実践的な職業教育の観点から、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価する。

④ **高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保、実践的な職業教育に相応しい教育条件の整備**

◎ 教員について、

- 教授・准教授等の資格基準（求める能力の水準）は、大学・短大と同等の水準確保を基本。
- 実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。

◎ 教育条件について、

- 必要専任教員数、施設設備、校地・校舎面積は、大学・短大の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を設定。
 - * 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、校地面積や運動場等については、弾力的な対応が可能な基準を設定。実習等のための施設設備の充実は特に重要。

◎ 各授業科目において同時に授業を受ける学生数について、

- 「原則40人以下」とすることを義務付け。
 - * 各科目の指導体制については、大講義室等での一斉指導中心の授業ではなく、教員配置の充実と相まって、実習等における少人数指導体制など必要な体制を確保する。

◎ 質保証について、

- 教員や教育内容等の質が十分に確保されたものを「認可」。
- 大学・短大と同等又はそれ以上に充実した情報公表を義務付け。
- 分野別質保証やできる限り客観的な指標を取り入れた「評価」。

○ 新機関の制度全般にわたる事項

『専門職業大学答申』は、前掲のような具体的制度設計の検討のうえに、新機関における研究機能の位置付けや、当該機関の学校制度上の位置付けなど、制度全般にわたる事項について、次のように提言している。

◆ 研究機能の位置付け

新機関の機能は、実践的な専門職業人養成のための「教育」に重点を置くが、「大学体系」に位置付く機関として、“「理論」と「実践」を架橋する教育”を行うためにも、新機関の目的には「研究」を含めるものとしている。

その場合、職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向するものであり、「学術上の探求」についての研究を目指すことが主目的でないことに留意が必要であるという。

◆ 制度上の位置付け・目的

新機関の目的に「研究」が含まれ、教員の資格基準等にも一定の水準を担保することから、当該機関は「大学制度」の中に創設し、国際的な通用性のある「学位授与機関」として位置付けることが適当であるとしている。

◆ 学位の種類・表記

授与する「学位」の種類・表記は、世界における学位授与の標準的な在り方や、我が国の既存の学位制度との整合性等も踏まえつつ、実践的な職業教育の成果を徴表するものとして相応しいものにする必要があるという。

新機関における「学位の種類」としては、現行の大学及び短期大学と同様、「学士」及び「短期大学士」の学位を授与することが適当であるとしている。

また、「学位の表記」は、当該専攻分野の名称として、学問分野よりも、“産業・職業分野”の名称を付記することや、専攻分野に加え、「専門職業」「専門職」などの字句を併せて付し、専門職業人養成のための課程修了を明確にすることが適当であるとしている。

◆ 名 称

新機関の名称は、例えば、“4年制”（「学士課程」相当の課程提供）は「専門職業大学」、「専門職大学」など／“2・3年制”（「短期大学士課程」相当の課程提供）は「専門職業短期大学」、「専門職短期大学」などと提示している。

新機関が、その教育活動等について正しく理解され、社会に受け入れられることとなるよう、更に幅広い意見を踏まえ、相応しい名称を定めることが適当であるという。

◆ 対象分野

新機関の対象になる職業分野は、制度として、“分野の限定は行わない”と断じている。「“職業実践知”に基づく教育」（技能教育）と「“学術知”に基づく教育」の融合による人材養成の充実について、“具体的ニーズ”が認められる分野が主に想定されるという。

実務家教員の確保や、企業内実習の受入先の確保、教育課程の編成・実施や分野別質保証における産業界・地域等との連携体制の整備などについて、“準備が整った分野”から、逐次設置が可能になるものと想定されている。

なお、前述した「養成すべき人材像」の項で、成長分野での例示が挙げられている。

◆ 設置形態

新機関の設置形態は、その目的の違いに応じて、既存の大学・短期大学と並んで、“**独立した組織**”として設置されることになる。

それとともに、既存の大学・短期大学が、実践的な職業教育の専攻を新たに開設し、“アカデミックな教育”と“より実践的な教育”とを共に提供していけるようにすることも有益であるという。

また、既存の大学・短期大学が、一部の学部・学科を転換させるなどして、新機関を併設できるようにし、より多様な学習機会を学生に提供することも可能としている。

なお、「学士課程」相当の課程(修業年限4年)提供の新機関については、その設置者が、更に大学院(「独立大学院」含む)を設置することも可能としている。

◆ 財政措置

『専門職業大学答申』は、新機関に対する基盤的経費やプロジェクト経費、学生に対する修学支援や教員に対する研究助成の措置が図られるようにすることを基本としている。

特に、新機関は産業界等のニーズに即応した教育を行う機関でもあることなどから、財政に関しては民間資金の活用が重要であるとしている。産業界等から求められる人材養成とそのための多角的な資金導入との好循環が確立された機関となるよう、必要な制度設計等を進めていくとしている。

また、成長分野の専門職業人養成や地域産業を担う人材育成など、成長戦略や地方創生の推進において積極的な役割を果たすことにより、関係省庁や地方公共団体等からの多様な資金を導入していくことも求めている。

<新機関の基盤整備>

○ 産業界等との連携体制

前述したような産業界等との連携体制をはじめ、職業教育の環境整備は、新機関での人材養成を推進していくうえでも重要な基盤になるという。

例えば、新機関の「教育課程の編成・実施」に当たり、それぞれの職業で必要とされる能力の内容・水準の明示／「実務家教員の派遣」等の協力／「企業内実習」に際して、受入先の確保や効果的な指導の実施などのため、地域の企業等との広範・密接な関係構築が不可欠となる。このように、産業界等の関係機関や関係者には、質の高い専門職業人材を新機関と共に養成していく観点から、積極的な参画を求めている。

また、「評価機関」の整備など、専門職業人養成における「分野別質保証」に向けた全国レベルでの組織的な協力も期待している。

○ 社会人の「学び直し」促進 / 学生の負担軽減策

社会人の「学び直し」の促進に当たっては、その学修成果に対する企業内での評価の在り方や、企業等における働き方の問題なども関わってくるとし、「学び直し」環境の整備についても企業等に協力を要請している。

更に、産業界等による職業教育への支援・協力体制の構築に向け、行政レベルでの省庁間の連携推進の必要性のほか、学生の費用負担の軽減策についても検討を求めている。

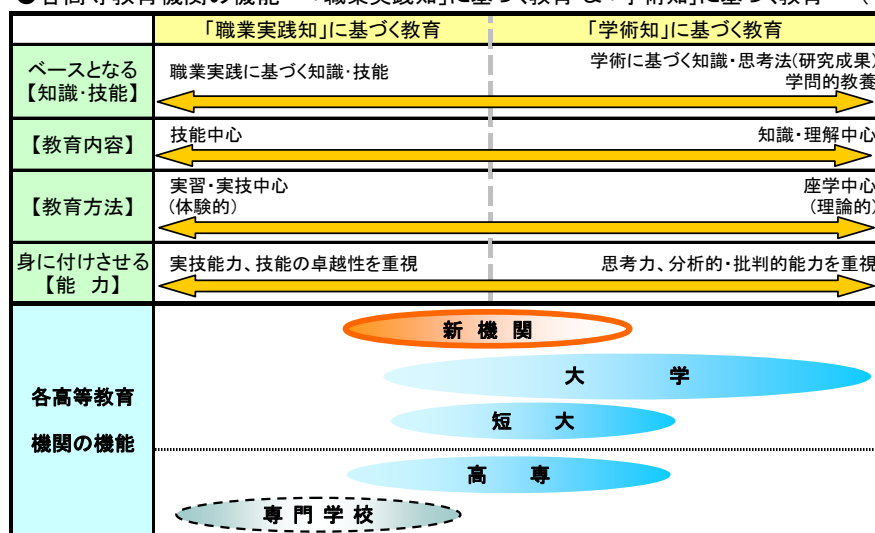
(表 1)

●新機関(専門職業大学)と既存の大学の比較

	新 機 関 : 「専門職業大学」(仮称)、「専門職大学」(仮称)	既 存 の 大 学
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ●技能と学問の双方の教育を行う、質の高い実践的な職業教育の高等教育機関の制度化。 ●高度な専門的知識・技能等を修得し、現場レベルの改善・革新を牽引できる人材の養成強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与。
修業年限	<ul style="list-style-type: none"> ●4年制。 ●「前期」、「後期」の「区分制」課程も導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ●4年制。 / ●医学・歯学・獣医学課程、及び薬学の臨床に係る実践的能力を培う課程(薬剤師養成)は6年制。
学 位	●学 士	●学 士
教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「職業実践知」に基づく教育と、「学術知」に基づく教育を融合。 ●自立した職業人のための「学士力」を育成。 ●実践的な職業教育のカリキュラム ⇒ 卒業単位の3~4割以上は実習 ⇒ 企業内実習を4年間で600時間以上 ●産業界・地域等との連携体制の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ●主として、「学術知」に基づく教育(分析的・批判的能力等の育成)。 ●専門の学芸を教授し、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養。 ●体系的な教育課程を編成。
教 員	<ul style="list-style-type: none"> ●必要専任教員数の4割以上は、実務家教員。 ●必要な専任実務家教員数の半数以上は、研究能力を併せ持つ実務家教員。 	<ul style="list-style-type: none"> ●主として、研究業績を重視。 ●教育研究組織の規模や授与する学位分野等に応じた教員組織。
質 保 証	<ul style="list-style-type: none"> ●自己点検・評価、認証評価(分野別質保証含む)への取組。 ●各授業科目の同時受講学生数(クラスサイズ)は原則、40人以下。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自己点検・評価、認証評価への取組。

(注: 中教審「専門職業大学答申」(28年5月)、文科省資料等を基に作成)

●各高等教育機関の機能 —「職業実践知」に基づく教育 & 「学術知」に基づく教育— (イメージ図) (図 1)



(注: ① 「新機関」は「専門職業大学」(仮称)、「専門職業短期大学」(仮称)。 / ② 中教審「専門職業大学答申」(28年5月)の資料を基に作成)

<キャリア教育と職業教育>

『専門職業大学答申』の背景の一つとして、学校教育におけるキャリア教育と職業教育の在り方が挙げられよう。

中教審は23年1月、『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について』を答申した(以下、『キャリア・職業教育答申』)。ここで、「キャリア教育」と「職業教育」について、次のように定義している。

○ キャリア教育

まず、キャリアについて、「人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、“キャリア”の意味するところである」としている。

そして、キャリア教育は、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」であると位置付けている。

また、キャリア教育は、「特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践される。そして、一人一人の発達や社会人・職業人としての自立を促す視点から、変化する社会と学校教育との関係性を特に意識しつつ、学校教育を構成していくための理念と方向性を示すものである」としている。

○ 職業教育

『キャリア・職業教育答申』は、「人は、専門性を身に付け、仕事を持つことによって、社会と関わり、社会的な責任を果たし、生計を維持するとともに、自らの個性を発揮し、誇りを持ち、自己を実現することができる。仕事に就くためには、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力だけでなく、それぞれに必要な専門性や専門的な知識・技能を身に付けることが不可欠である」としている。

そして、「このような、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育が“職業教育”である」と定義している。

<学校系統とキャリア・職業教育>

キャリア教育にしる、職業教育にしる、それらは学校教育のみで完成するものではなく、生涯学習を通じた教育の在り方が重要であるといえる。

ただ、キャリア・職業教育の実態としては、進路選択(指導)も含めた学校教育との結び付きが強く、学校教育としての完結に留まりがちである。

そこで、戦前の旧教育制度及び終戦直後の新教育制度発足以降の各学校段階(学校系統)における職業教育等の制度的な経緯をみしてみる。

○ 戦前の学校系統：複線型

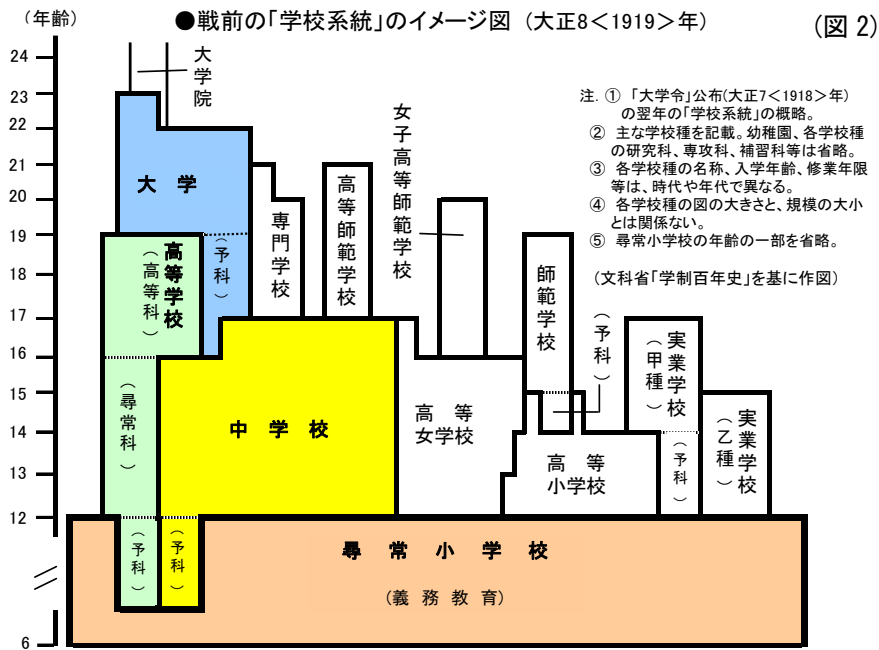
戦前の学校制度は、所謂“複線型”といわれるように様々な学校種に分かれ、上級学校への進路も多様に分岐していた。昭和初期の学校制度と進路のおよそのイメージは、次のようなものである。

まず、「尋常小学校」で6年間の義務教育の終了後、そのまま社会に出る、あるいは2年間の「高等小学校」に進むといった、初等教育機関のコースがあった。

他方、義務教育終了後、上級学校の旧制「中学校」(旧制中学)に進み、さらに旧制「高等学校」(旧制高校)などから、旧制「大学」(帝大、官立大、公立大、私立大)、あるいは「高等師範学校」や旧制「専門学校」などの高等教育機関へ進む進路があった。また、「高等女学校」や「師範学校」、「実業学校」などの進路も併設されていた。

戦前の学校系統と義務教育終了後の進路を概観すると、「旧制中学 ⇒ 旧制高校 ⇒ 大学」のコース(大学は最も高い学問を学ぶ学校、所謂“最高学府”)／種々の職業と関係する「実業学校」／教員養成の「師範学校」／医師を含む高度な職業人養成の「専門学校」等のコースなど複雑な構成で、職業教育は学校体系に明確に位置付けられていた。

戦前の義務教育終了後の複線化した学校系統は、現行のような教育目的別な系統性ではなく、専門職業教育を色濃く反映した系統性が伺える。(図2参照)



○ 戦後の学校系統：単線型

昭和 20(1945)年 8 月の終戦によって、教育制度も大きく変わった。“教育の憲法”ともいえる「教育基本法」(昭和 22<1947>年 3 月公布・施行)とともに「学校教育法」が制定され、学校教育に関する法規が整備された。

これによって、前述した戦前の“複線型”学校体系から、小学校 6 年・新制中学校 3 年・新制高等学校 3 年・新制大学 4 年の所謂「6・3・3・4 制」の“単線型”学校体系に転換された。高等教育機関は、旧制高校、旧制専門学校、師範学校等が旧制大学と統合、改編されて、4 年制の「新制大学」に一本化された。

◆ 進路の多様化と職業教育：短大・高専・専門学校の創設

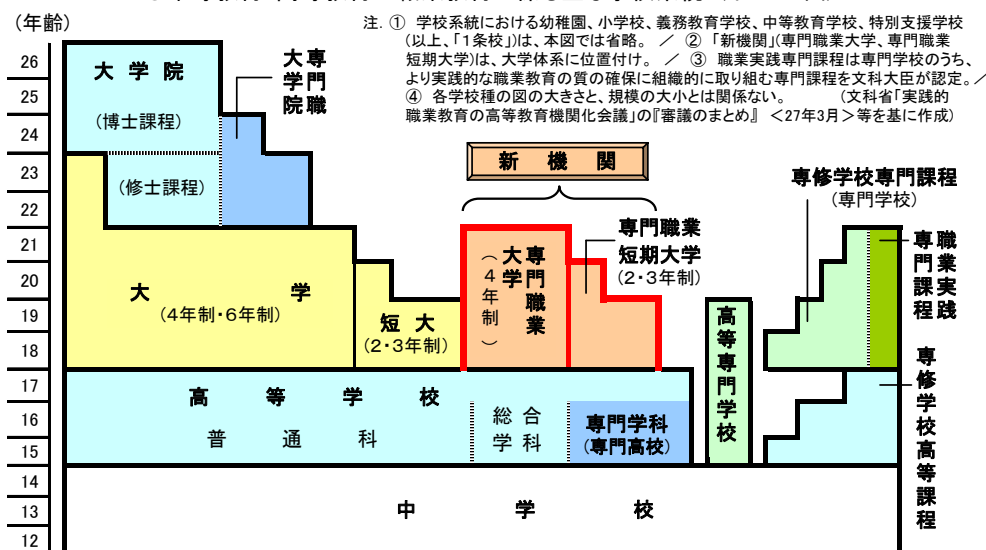
戦後の単線型学校制度が制定された中、まず、昭和 37(1962)年に工業教育を主体とする実践的技術者養成のための「高等専門学校」(高専)が制度化され、昭和 39(1964)年には、旧制専門学校で 4 年制大学に転換せず、大学の修業年限の特例(2 年又は 3 年)とされていた「短期大学」の恒久化が実現した。短大は、その目的の一つに「職業又は实际生活に必要な能力を育成すること」が明記された。当時の大学における職業人養成は、幅広い教養教育(一般教育)と、これを基盤とした専門教育の中で、その養成を一体的に行うものとされた。

他方、技能教育の育成は、戦前の実業学校が新制高校(昭和23<1948>年度発足)の「職業科」に転換するなどの動きはみられたが、高等教育段階での制度化はなかった。

高度成長期に入り、技術革新の進展や産業社会の複雑化、教育の多様化などを背景に、昭和51(1976)年には、従来の各種学校のうち“職業に必要な能力の育成”等を目的とするなどの要件を充たした「専修学校」制度が創設された。特に高校卒業程度を入学資格とする「専修学校専門課程」(専門学校)は、新たに高等教育機関として位置付けられた。単線型の学校制度としてスタートした戦後の学校制度は、進路選択の多様化が進められてきた。

ただ、実践的な職業教育を明確にした高等教育機関を“大学体系”の一部に位置付けるような制度設計は、今回の『専門職業大学答申』の提言までみられなかった。(図3参照)

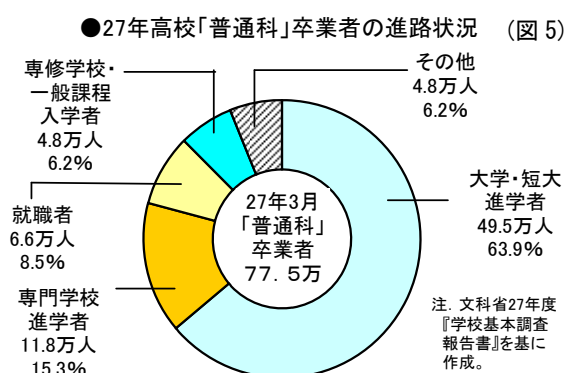
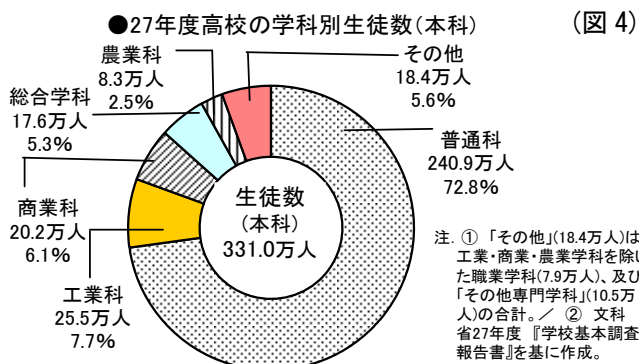
●中等教育・高等教育の職業教育に係る主な学校系統 (イメージ図) (図3)



◆ 高校教育の多様化の実態

中学からの進学率が98.5%(27年度)に達している高校では、生徒の多様な興味・関心や進路等に応じるべく、「単位制」を前提に「普通科」／「専門学科」／「総合学科」の各学科や全日制・定時制・通信制の各課程を設置し、多様な教育内容を様々な方法で学習することができる仕組みとなっている。ただ、高校生生の72.8%(27年度。以下、同)は普通科に在籍し、職業教育を主体に行う工業科(高校生の7.7%)、商業科(同6.1%)、農業科(同2.5%)などの職業学科(専門高校)は高校生の18.7%に留まる。(図4参照)

因みに、普通教育を主とする「普通科」と専門教育を主とする「専門学科」の双方を履修する「総合学科」は5.3%である。



<高等教育におけるキャリア・職業教育>

高等教育における職業教育などの在り方の前提となる、高校から大学・短大等への進学状況などの現状をみてみる。

○ 「高校」－「大学・短大等」－「社会・職業」の接続

27年3月に高校(中等教育学校後期課程含む。以下、同)を卒業した約106万9,000人のうち、大学・短大への進学者は約58万4,000人(進学率54.6%)、専門学校への進学者は約17万8,000人(進学率16.7%)である。

また、27年3月の「普通科」卒業者約77万5,000人(高卒者の72.8%)のうち、大学・短大進学者は約49万5,000人(普通科卒業者に占める割合63.9%)、専門学校進学者は約11万8,000人(同15.3%)、就職者は約6万6,000人(同8.5%)などである。(図5参照)

このように、高校教育は教育課程制度としては多様化しているものの、高校生の70%以上が普通科で、その卒業生の約80%が大学・短大や専門学校といった高等教育機関へ進学している。つまり、“義務教育”化した高校生の多くは大学・短大の高等教育機関への進学を意識して普通科に在学している一方で、大学・短大への進学に際しては、進路意識や目的意識が希薄なまま、大学・短大へ進学している者も少なくないようだ。

因みに、昨春(27年3月)、大学の学部卒業者約56万4,000人のうち、就職者は約41万人(卒業生の72.6%)、大学院等への進学者は約6万2,000人(同11.0%)で、就職も進学もしていない「進路未定者」が約5万8,000人、卒業生の10.3%に達している。

なお、高等教育機関の一つで、中学校卒業後の5年一貫教育を特色とする高専には、27年3月の中卒者約117万5,000人のうち、約1万1,000人(進学率0.9%)が進学している。

○ 社会・職業への円滑な移行に向けて

高校―大学などから社会・職業への移行は上記のような状況であるが、将来への進路意識や職業と社会との関わりなど明確な課題意識、具体的な目標をもたないまま大学・短大に入学し、卒業していく学生も少なくない。大学・短大は、こうした学生に対し、社会・職業への円滑な移行を見据えたキャリア教育・職業教育をいかに行うかが課題となっている。

◆ 「キャリアガイダンス」の規定

大学・短大におけるキャリア教育や職業教育の現状と課題を踏まえ、大学・短大が教育課程の内外を通じて学生の社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むよう、所謂「キャリアガイダンス」が法令(大学・短大の設置基準)上に明確化されている。

規定では、学生が自らの職業観・勤労観を培い、社会人としての資質能力を高めることができるよう、教育課程の内外を含む学生生活全体を通じた大学の教育指導方針として取り組むことをイメージしている。

単に、教育課程上に職業教育関連の科目を開設するだけでなく、大学教育全体として学生の“自立支援”に取り組むことが求められている。

<職業教育体系の構築を巡る改革提言>

○ 専修学校の“1条校化運動”／改正教育基本法における職業教育の重要性

今回の『専門職業大学答申』は、職業教育体系の構築に向けたこれまでの推進運動や改革提言等を経て出されたものといえる。

ところで、前述した専修学校は、学校教育法第1条に定められた「学校」(所謂“1条校”：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学<短期大学、大学院含む>、高等専門学校)ではない。

そのため、専修学校と各種学校の全国組織は平成18年、既成の「学校」(1条校)との格差解消、学校教育制度における職業教育体系の構築と専修学校の位置付けの明確化などを求めて、専修学校の“1条校化運動”を推進した。

他方、18年改正の教育基本法には、教育の目標として「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が新たに規定され、職業教育の重要性が謳われた。

専修学校の振興に関する文科省の有識者会議は20年11月、「“新たな学校種”」に関しては、キャリア教育・職業教育の在り方の全体像を議論する中で、より総合的・多面的、専門的な検討を行い得る場である中教審において議論を深めていくことが適当」と報告した。

○ 中教審『キャリア・職業教育答申』

中教審の『キャリア・職業教育答申』（23年1月）は、幼児期の教育から高等教育まで、学校教育におけるそれまでのキャリア教育及び職業教育への取組を踏まえて、生涯にわたるキャリア形成を支援すべく、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の基本的な方向性を提言した。特に高等教育における職業教育の充実を図るべく、「職業実践的な教育に特化した“新たな枠組み”」の整備に関して提言した。

ただ、この“新たな枠組み”については、基本的な構想は提示されたものの、“新たな学校種”を創設するのか／“既存の高等教育機関”においてその趣旨を生かした教育システムを構築するのかなども含め、様々な面から議論が交わされ、実現には至らなかった。

○ 教育再生実行会議『第5次提言』、『第6次提言』

政府の教育再生実行会議は、『今後の学制等の在り方について』（『第5次提言』：26年7月）で、「専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する」と提言した。

更に、『「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について』（『第6次提言』：27年3月）でも『第5次提言』で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が、地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する」と提言した。

○ 文科省「実践的職業教育の高等教育機関化会議」の『審議のまとめ』

文科省は教育再生実行会議の提言等を受け、26年9月に「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」を設置。当会議は26年10月以降、新機関の位置付けや新機関の制度設計の基本的方向性などを検討・議論し、27年3月、次のような基本的方向性を提言した『審議のまとめ』を公表した。

当会議では、この『審議のまとめ』を踏まえつつ、新機関の具体的な制度設計等についての審議が中教審で行われることを期待するとしていた。

● 基本的方向性

- 新機関は、大学体系の中に位置付け、学位授与機関とすることを基本とする。
- 新機関の主目的は、「質の高い専門職業人養成のための教育」とする。
- 実習、実技、演習、実験等を重視する。
- 教育課程編成や評価に産業界が参画する。
- 新機関に相応しい設置基準を設置し、設置認可は国が行う。

中教審はこれらの提言等を踏まえ、27年5月以降、改めて新機関の制度設計等に関する審議を行い、今回の『専門職業大学答申』を取りまとめた。



＜新機関の創設と進路指導＞

「専門職業大学」(仮称)、「専門職業短期大学」(仮称)といった実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関は、今後、必要な法改正が行われ、31年度の開設が予定されている。新機関は専門学校からの転換のほか、既存の大学や短大の参入も想定される。

高校の進路指導の観点から、新機関の創設によって、既存の大学と専門職業大学に対する見方がどうなるのか注目される。高校から高等教育機関への進路としては、大学／短大／専門職業大学(仮称)／専門職業短期大学(仮称)／専門学校／専修学校職業実践専門課程など、多種多様な選択肢が増える。

高校側は、各機関の創設の目的や位置付け、特色、実態、評価などを十分に把握・理解し、生徒の進路指導に当たる必要がある。

＜既存の大学と専門職業大学＞

前述した『キャリア・職業教育答申』(23年1月)では、職業実践的教育に特化した“新たな枠組み”提言に留まり、“新たな大学”創設には至らなかった。

これは、既存の大学でも、例えば、現場実習など企業との連携や実践的な学修プログラム導入などカリキュラムの多様化が進み、キャリア・職業教育に十分取り組んでおり、対応できるとする考えが大学関係者に強かったためとみられる。

今回も高等教育政策全体の将来ビジョンが示されていない状況で、新たな高等教育機関を創設することについて、懐疑的な見方もある。

既存の大学には、医師・歯科医師・獣医師養成、薬剤師養成、看護師養成、教員養成など、資格取得に係る“実践的で高度な職業教育を行う学部(学科)”(法曹養成は法科大学院)がある。これらの高等教育機関と新機関との違いはどこにあるのか。例えば、今後増大する医療・看護ニーズに向けた高度専門職業人の育成に関して、チーム医療の観点から医療・看護系の大学院や医療機関で「特定行為に係る看護師の研修制度」(27年10月施行)なども実施されている。

また、既存の大学等が社会人の学び直しや企業等のニーズに応じた“実践的・専門的なプログラム”を提供する「職業実践力育成プログラム」(BP:文科大臣認定、27年7月施行)との関連性はどうか。

更に、受験生や学生にとって、新機関における設置分野の出口需要はどこまで見通せるのか(具体的な関連情報の公開等)／社会・産業構造等の変化にどこまで柔軟に対応できるのか／「大学」としての社会的、国際的な認知(評価:質保証)はどこまで得られるのかなど、まだ不透明なところも多い。

大学体系に学術(アカデミック)主体の既存の「大学」と実践的専門職業(スペシャリスト志向)主体の「専門職業大学」(仮称)を併置した場合、大学における「教育研究」と「職業」との関係がどう変わっていくのか。今後の成り行きが注目される。

(2016. 07. 大塚)